

平成31年度 天龍村社会福祉協議会事業計画

☆ 基本理念

信州最南端に位置した天龍村の福祉を総合的に担う組織として、地域に密着した温もりのあるサービスを実践し、信頼と安全性をより高めるために職員一丸となり福祉事業の推進に貢献する。

＜運営方針＞

我が国の高齢者は年々増加の一途をたどり、2025年に要介護高齢者数は470万人まで増加し、このままでは、全ての国民が適切な医療や介護を受けられない事態になると予想されております。

一方当村では、将来人口統計によると2025年には、1022人となり、高齢化率も2020年をピークに減少していき、要介護者・要支援認定者数、独居高齢者や高齢者世帯が年々減少していく事が予想され、今後の福祉を取り巻く状況が変わってきますが、高齢者等に対する生活面・福祉面におけるニーズ自体は変わりませんので、引き続き可能な限り住み慣れた我が家で人生を全うすることができるよう介護と医療、地域との連携によって包括的な支援・サービスの提供体制の構築を目指し、地域福祉の核となる社会福祉協議会として、地域から信頼される社協としての期待に応えられるよう取り組みます。

また、近年全国的に、介護人材が不足する中で、当社協も同じく介護人材が不足しており、人材確保を第1番に考え、各方面への働きかけを行ない、新規職員の雇用に繋げるように努めたいと思います。施設等魅力ある職場になるよう、明るい和やかな雰囲気づくりに努め、また、職員の待遇改善を図るよう、努力してまいりたいと思います。

また、昨年国内各地で発生した相次ぐ悲惨な災害を踏まえ、万が一に備えた各施設の避難訓練、防災対策を更に強化するとともに、村と連携を図り災害時の要介護者の避難対策及び避難時の施設利用等の検討に努め、有事に備えることで、安心安全の確保への支援を図りたいと思います。

＜31年度事業の重点項目＞

- 協働型地域づくり
地域のニーズ、声を反映した協働型地域づくり「日頃からお互いに見守り、助け合う」の推進及び拡大を図るよう努めます。
- 資格支援制度の活用
資格支援制度を活用し、介護支援専門員及び介護福祉士の資格取得を促進し、もって職員の資質向上を図るよう努めます。
- 介護人材確保の検討
行政と連携を図り、シングルペアレント受入事業及び介護分野における外国人受入について検討をしていきます。
各学校への訪問及びホームページ・村 CATV 及び村内回覧、新聞の折り込ちらし等を利用するなど人材の確保に努めます。
- 行政との連携
各福祉施設が老朽化による修繕等の課題を抱える中、天龍村福祉施設計画が始まり、効率的・効果的に将来福祉施設をどのようにしていくか、村と一緒に取り組みたいと思います。

各拠点の取り組み

＜本部拠点＞

法人運営

- ・理事会（年間3回から4回開催予定）
- ・評議員会（年間3回開催予定）
- ・拠点相互連携の強化（月1回連絡会議開催）
- ・職員ひとり一人の資質向上、育成（資格取得の推進及び各種研修会への参加）
- ・全職員が協力し合い、効率的な事業運営に努め、組織力、運営の強化を図る。

・宣伝普及

- ・社協だよりの発行（年2回 8月、1月）
H30年度より班回覧から各戸配布へ切替、今年度も継続して各戸配布を実施。
- ・ホームページの有効活用
ホームページの内容改善を図り、社協の行事等を随時情報発信します。

地域支援サービス福祉活動推進事業

・家族介護者交流事業

在宅で介護をされている介護者の皆さんに、日ごろの慰労と、介護者相互の交流を深める目的で、介護者の集い交流会を開催し、介護者のリフレッシュを図ります。

・ボランティア育成事業

飯伊ブロックボランティア交流研修会への参加推進
村内ボランティアの募集、ボランティア親睦会の開催

・福祉相談事業

県の生活福祉資金貸付事業、マイサポ及び日常生活自立支援事業の相談、受付の窓口として対応

在宅福祉サービス事業

・外出支援事業

公共交通機関を利用することが困難な地域の高齢者や障害者に自宅から診療所までの福祉バスを運行し、外出の利便を図る運送手段として、村からの委託により事業を実施します。

(月) 原地区 40日 (水) 神原地区 51日 (金) 上平地区52日
年間稼働日数 143日 利用代金 往復200円

介助員が必要な場合は、その都度対応

・地域協働型サロンの構築

〈自らが自然な形で介護予防が出来るような参加型地域フリーサロン〉

高齢になると、誰しも自らが身体を動かすことが少なくなり、転倒のリスクも増える。何歳になっても笑顔で前向きに生きて頂くためにも、楽しみながら身体機能維持向上や脳の活性化が期待できる企画が必要とされます。他との交流、コミュニケーションを図ることで老人性鬱や落ち込みからくる認知症の予防対策にも有効となるよう、それぞれの地域の希望を反映した無理のない集いを開催し、一人ひとりが笑顔で参加してもらい、心身のリフレッシュを図り、また独居の高齢者同士を繋ぎ地域全体を明るく元気にする事を目標に神原地区の4か所で開催します。

ア. 向方地区「老人憩いの家、」 “向方ふれあい会” 第3回

イ. 大河内地区「大河内多目的集会施設」 “大河内ふれあい会” 第4回

ウ. 梨畑地区「梨畑集会所」 “梨畑ふれあい会” 第2回

エ. 大久那地区「大久那集会所」 “大久那ふれあい会” (初回)

・配食サービス事業

＜宅配弁当＞ （週2回 火・木） 1食 500円

宅配弁当をお配りし、一人暮らしの高齢者の食の確保と安否確認を兼ね実施します。お弁当を渡しながらその方の状態を把握して、必要に応じて村の福祉担当へ繋げていくようにします。さりげなく見守り、いつまでもその人らしく自分の家で暮らしていくことの保持ができるようにサポートします。

＜お達者総菜＞ （月2回 第2・第4 金曜日） 1パック 200円

味の開発研究会へ調理を委託し、季節の野菜を取り入れたおかず（揚げ物・煮物・酢の物・漬物など）を配達ボランティアが家庭へお配りし、高齢者とコミュニケーションを図ることで、孤立防止や自立継続の支援を図ります。また、年末にはケーキなどを添え、喜ばれる工夫を取り入れ実施します。

共同住宅管理受託事業

高齢者生活福祉センターの管理運營業務を、村から委託され行ないます。平成31年4月現在、全ての10部屋満床、12名の方が入居されております。長年住み慣れた住まいを離れ、施設とは異なる自由な個々の暮らしを安心して継続するために入居され、ほぼ我が家に近い状態を保たれた生活をされております。入浴等、自立でされる方もありますが、足腰がままならない方は昼間デイサービスを利用したり、また、訪問ヘルパーを利用し、食事や身の回りの支援サービスを受ける方もいます。日々入居者の現状把握に努め、村住民課と連絡を密に行い、気軽に相談できるように心掛け、安心と安全の確保に努めます。7月～8月熱中症予防対策のお茶飲み会の開催、季節の手作り弁当、9月・3月年2回の避難訓練を実施し災害時に備えると共に、家でも行っていた楽しみの野菜作りへのサポートを行うなど、健康的で明るく楽しみのある、居心地の良い生活が続けられる配慮を心がけ、必要に応じた優しい支援を行います

共同募金配分事業

人口減少に伴い、募金及び配分金が年々減少する中で、有効性・福祉要素の高い分野への配分を視野に行い、地域に喜ばれる事業への支援を行います。

その他の団体事務局

遺族会・老人クラブ連合会・身障協・婦人会
各種団体の事務局を担当し、団体の活動を側面から支援します

訪問介護事業

利用者及び家族の希望を反映した介護サービス計画に基づき、できる限り最後まで住み慣れた自宅で有意義に暮らせるように、各事業所・担当ケアマネージャーと連絡を密にして日々の生活のサポートをします。遠方に暮らす家族に代わり話し相手や相談相手となり、必要とされる身の回りの世話をを行うなど、親しみやすい存在となり、利用者に寄り添ったサービスを提供します。

訪問生活支援事業

介護保険制度に当てはまらない高齢者の買物・調理・掃除・洗濯などの生活援助を行ないます。一人暮らしの高齢者の良き理解者となり、ゆるやかな繋がりを築きながら、地元の信頼される身近な存在として必要な支援を行い、孤立防止を図ります。

通所介護事業

通所を利用していただき、他の利用者との交流を図る事により、在宅の高齢者の生活にメリハリを持っていただくとともに、能力に応じた個々の生活を保持できるよう身体機能低下防止に努め、当デイサービス事業の運営方針である<親切に・丁寧に・誠実に・安全に>を遵守し介護の実践に心がけ、変わらぬ良質なサービスを提供します。昨年度導入したリフト浴を活用した特浴のサービス、定期的な専門家による運動教室の開催に合わせ、理学療法士による機能訓練指導、また、春・秋のいちご狩りやブドウ狩りなどの日帰り外出会、室内運動会などの季節を視野に入れたレクリエーションを取り入れ、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう関係各機関と連携し在宅高齢者とその家族を支え、利用者に喜ばれる支援が出来るよう努めて運営をします。

生きがい活動通所介護支援受託事業

介護保険の対象とならない方も通所介護サービスを受けられるよう村の地域包括支援センターと連携を図り、在宅で生き生きとした生活が続けられるように、健康体操、レクリエーション等楽しみながら出来る健康維持に有効なサービスを行い、通所を通じて介護生活にならずに、いつまでも元気に自宅で暮らせることを目標に支援します。

介護支援事業

住み慣れた地域で、その人らしく最後まで安心して暮らすことができるよう、変化する身体や生活状況に応じ、その都度、利用者とその家族の意向をお聞きしながら、医療や関係機関、各種団体、ボランティア、住民の方々との連携をさらに密にし、わかりやすいサービス内容、ケアプランを提供し、支援を行います。

＜特養拠点＞

特養の建設から30年余り経過し、設備機器等の老朽化が各所に現れています。不具合の有る箇所については村へ改善要望をすると共に設備機器等の定期点検に基づき早期に対策をする事により、修繕費が増大する前に修理等対応し、利用者の安心安全を図ります。

今年度は、老朽化が目立ってきた居室エアコンの更新を今年度6台分村で予算化して頂きました。

指定介護老人福祉施設事業

平成30年4月の法改正に伴い、指定介護老人福祉施設については、若干の給付費増が図られました。但し27年改定に伴う落ち幅の回復には至っていません。近年入所待機者数が減少傾向にあるなか、収入面において大変厳しい運営が予想されます。また、入所者の健康管理に取り組み入院等による給付費の減額を極力少なくするよう努めて参ります。

なお、入所者の処遇については、介護支援専門員の適切なケアプランに従い、明るく、楽しく、安らぎのある生活の場となるような介護サービスを提供し、四季折々の行事や季節感のある食事を提供するなど、利用者それぞれの「生活の場」として、心のこもったサービスの提供に努めます。

今後も介護事故の発生防止につとめるとともに、介護技術等の研修により職員の資質向上を図り、介護福祉士等の資格取得を積極的に推進します。

短期入所生活介護事業

平成30年4月の法改正により逆に給付費が減額となりました。また、昨年度から認知症による徘徊が原因で居宅生活が難しい方のショート利用が顕著に増えてきており、介護員の不足とも相まってショートは受けたいが、見守りに手が回らないと言った状況もあり、入所調整が難しい状況が続いています。ただ、本事業は要介護者の在宅介護によって生ずる家族の様々な負担の軽減を図る事が目的であるために、本来の目的を忘れずに利用者及び利用者家族の安心と、癒しの期間となるよう

親しみ深く接し、親切で丁寧な対応により、利用者の身体機能低下防止や感染症の予防につとめ、少しでも充実した日々が過ごせるような、サービスの提供をしたいと考えます。

＜養護拠点＞

平成31年度においても、措置事業に加え介護保険事業を併用し、利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努めていきます。平成27年度ころより入所定員を下回る状況が続き、それにより安定した収入の確保が難しい現状に直面し、対策を検討しましたが、一様に収支状況を好転させるには至らない制度上の問題もあるため、非常に厳しい状況が続いております。また、入所者不足に加え、職員不足も深刻な問題になっており、平成33年度には定員見直しを検討する方向で、村当局を交えて検討会を立ち上げ、進めていくよう話し合いを始めています。

以上の状況の中でも、利用者へのサービスについては低下することなく、利用者それぞれの状態、能力に応じ、希望に沿った日常生活を安心して送ることができる拠点施設となるよう努めます。

措置事業

措置事業では、おおむね65歳以上で、身体の衰えや家庭の事情、経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を対象に、入所者が自立した生活を営むことができるよう支援します。

特定施設入居者生活介護事業

特定施設入居者生活介護事業では、養護老人ホームの入所者で、要介護者・要支援者を対象として行われる、日常生活上の介助、機能訓練、療養上の介護を受けながら、介護保険を適用し、日常生活が送れるよう支援します。

短期入所生活介護受託事業

短期入所生活介護受託事業では、家庭で高齢者の介護をされている方が、冠婚葬祭、病気、事故、介護疲れ等の理由により、一時的に介護できない場合に短期入所してもらい、家族に代わり介護します。また、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活が送れるよう、自宅にこもりきりの孤独感の解消や心身機能の維持回復を図り、家族の介護軽減を支援します。